

午前十時開議

○下山芳男委員長 ただいまから議会運営委員会を開催いたします。

○下山芳男委員長 上川議員、ひうち議員より欠席の届出が出ておりますので、御報告いたします。

1 第一回区議会臨時会について、㊦提出予定案件について。

○須藤総務部長 それでは、令和八年第一回世田谷区議会臨時会の提出予定案件について、本日、五月十一日現在を御報告申し上げます。議案五件、専決三件、報告七件でございます。

まず、議案です。財務部より、世田谷区民健康村なかのビレジ外一施設改修工事（令和八年度）請負契約、契約方法以下、記載のとおりとなっております。

同じく電気設備工事請負契約で、同様に、契約方法以下、記載のとおりの内容となっております。

次のページを御覧ください。この後、三件につきましてはまとめた御説明となります。障害福祉部より、世田谷区発達障害相談・療育センター条例の一部を改正する条例、世田谷区立知的障害者生活寮条例の一部を改正する条例、都市整備政策部より、世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例の一部を改正する条例、いずれも改正理由は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正に伴う一部改正でございます。改正内容、施行日、記載のとおりです。

続きまして、専決です。財務部より、専決処分の承認（世田谷区特別区条例等の一部を改正する条例）、こちらは令和八年度税制改正大綱に係ります地方税法等の一部改正に伴う改正となっております。内容は、軽自動車税の環境性能割の廃止に伴う規定の整備等を行うものでございまして、施行日、専決処分日、令和八年四月一日でございます。

続きまして、同じく専決処分の承認で、アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例で、こちらも同様に、令和八年度の税制改正大綱に係ります地方税法等の一部改正に伴う改正でございます。軽自動車税の環境性能割の廃止に伴う規定の整備でございまして、施行日、専決処分日ともに令和八年四月一日となっております。

次のページを御覧ください。同様に、地域行政部より、専決処分の承認で、世田谷区行

政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例です。先ほどと同様、令和八年度税制改正大綱に係ります地方税法等の一部改正に伴う改正でございます、軽自動車税の環境性能割の廃止に伴う規定の整備でございます。施行日、専決処分日ともに令和八年四月一日となっております。

本三件につきましては、令和八年の第一回区議会定例会において追加提案を予定しておりましたが、改正理由となる法律の交付が会期後の令和八年三月三十一日であったことから、四月一日付で専決処分を行い、今回、専決処分の承認を提案させていただくものでございます。

続きまして、報告です。みどり ☺ 推進担当部より、議会の委任による専決処分の報告で、区立公園利用者の負傷事故に係る損害賠償額の決定です。当事者、概要、記載のとおりです。損害賠償額二十二万一千四百四十円で、過失割合は甲十割となります。専決処分日、令和八年四月十四日でございます。

続きまして、教育委員会事務局より、議会の委任による専決処分の報告で、学校給食用物資の購入代金の支払遅延に係る損害賠償額の決定です。当事者、概要、記載のとおりで、損害賠償額は百円でございます。専決処分日、令和八年四月十四日です。

同じく学校給食用物資の購入代金の支払遅延に係る損害賠償額の決定で、こちらは当事者、概要、記載のとおりで、損害賠償額は二百円でございます。専決処分日、令和八年四月十四日でございます。

次のページを御覧ください。監査事務局より、令和八年一月分、二月分の例月出納検査の結果について、令和七年度財政援助団体等監査の結果について、令和七年度工事監査の結果についてとなります。

私からは以上でございます。

○中潟区議会事務局長 この提出予定案件の議案につきましては、タブレット六ページの「議事日程」のとおりでございます。これらにつきましては、十四日の本会議初日に上程されることとなりますので、後ほど、初日の開催通知とともに情報共有システムに掲載させていただきます。

○下山芳男委員長 ☺ 会期等について。

○中潟区議会事務局長 レジュメを御覧願います。会期等でございますが、記載のとおり、告示が五月十一日月曜日、本日でございます。

招集日は、五月十四日木曜日、会期が五月十四日木曜日から二十日水曜日までの七日間

でございます。

次に、タブレット七ページの「会期日割表（案）」を御覧願います。五月十四日木曜日でございますが、午前十時から議会運営委員会が開催されます。ここでは、本会議の進行次第等について御協議いただく予定でございます。午後一時から本会議が開かれます。招集挨拶、諸般の報告、議案の付託を予定しております。

十五日金曜日は、午前十時から企画総務委員会が開催されます。ここでは、付託議案の審査、閉会中の特定事件等について審査、御協議いただきます。

十八日月曜日は、午前十時から福祉保健及び都市整備委員会が、午前十一時からDX・地域行政・公共施設整備等推進特別委員会がそれぞれ開催され、同様に、付託議案の審査、閉会中の特定事件等について審査、御協議いただきます。

十九日火曜日は、午後二時から議運理事会を開催します。ここでは、継続本会議の進行次第等について御協議いただきます。二十日水曜日は、午前十時から議会運営委員会を開催し、継続本会議の進行次第等について、閉会中の特定事件等について御協議いただきます。そして、午後一時から本会議を開催することとなります。ここでは、議案関連の委員長報告・表決、請願の処理、議会運営委員の選任、請願の付託、閉会中の審査付託を予定しております。

なお、議会運営委員の選任につきましては、本会議休憩中に新委員の下で正副委員長の互選等を予定しております。

以上が「会期日割表（案）」の内容でございますが、会期等につきまして、この「会期日割表（案）」のとおり決定することによろしいか、お諮りをお願いいたします。

○下山芳男委員長 会期等について、「会期日割表（案）」のとおり決定することによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○下山芳男委員長 異議なしと認め、さよう決定いたします。

次に、㊦署名議員、㊧請願受理期限について、一括説明を願います。

○中潟区議会事務局長 レジュメを御覧願います。㊦署名議員につきましては、今回は、二十番の和田ひでとし議員と、二十九番の青空こうじ議員でございます。

㊧請願受理期限は、五月十四日木曜日正午となります。

以上のとおり決定することによろしいか、お諮りをお願いいたします。

○下山芳男委員長 ㊦署名議員、㊧請願受理期限について、ただいまの局長説明のとおり

り決定することによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○下山芳男委員長 異議なしと認め、さよう決定いたします。

○下山芳男委員長 2 議会運営委員の選任について。

○中潟区議会事務局長 五月十八日をもちまして現委員の任期が満了となることに伴い、五月二十日の臨時会最終日に新委員を選任することとなります。タブレット八ページ、「議会運営委員会委員構成」の資料を御覧願います。議会運営委員会の構成につきましては、交渉団体会派から選出することを基本とし、会派の構成人数を三名で除して端数を切り捨てた数の委員で構成する、また、委員数が十二名に満たない場合は、十二名に達するまで切り捨てた端数の大きい会派順に一名を構成員に加えることが確認されております。この取扱いに基づき委員構成を再計算いたしますと、自民は一名増の五名、公明は三名で変更はなく、立憲無は一名増の三名、改革、共産はそれぞれ一名増の二名となり、合計十五名とすることが理事会におきまして確認されてございます。そのような取扱いでよろしいか、お諮りをお願いいたします。

○下山芳男委員長 ただいまの局長説明のとおり決定することによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○下山芳男委員長 異議なしと認め、さよう決定いたします。

○中潟区議会事務局長 ただいま御決定いただきましたので、新委員、理事、広報小委員の届出を五月十五日金曜日の正午までに事務局に御提出をお願いいたします。

なお、五月二十日水曜日に後任委員が選出されるまでは、現委員で理事会、委員会を行うこととなりますので、御承知おきをお願いいたします。

また、会派役員の変更等により議席に変更がある場合につきましても、届出を五月十五日金曜日の正午までに御提出をお願いいたします。

○下山芳男委員長 3 農業委員候補者の推薦について。

○中潟区議会事務局長 タブレット九ページから一〇ページの「世田谷区農業委員会委員候補者の推薦期間のご案内」を御覧願います。現農業委員の任期が七月二十九日をもって満了となることから、区長より、区議会議員の農業委員候補者三名の推薦依頼がございました。農業委員の割り振りにつきましては、四年間を通じて、自民から二名、前半三年間

は立憲無から一名、後半一年間は公明から一名とすることが既に確認されております。この割り振りに基づきまして、自民から二名、公明から一名を推薦することが理事会において確認されてございます。そのような取扱いでよろしいか、お諮りをお願いいたします。

○**下山芳男委員長** 農業委員候補者の推薦について、ただいまの局長説明のとおりとすることよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**下山芳男委員長** 異議なしと認め、さよう決定いたします。

○**中潟区議会事務局長** ただいま御決定いただきましたので、候補者の届出を五月十五日金曜日の正午までに事務局に御提出をお願いいたします。今後の流れでございますが、当該会派からの候補者の届出に基づき、議会運営委員会におきまして候補者を決定し、区長へ推薦することとなります。その後、議会推薦三名を含む農業委員候補者全員の同意案件が第二回定例会におきまして区長より御提案される予定でございますので、御承知おきをお願いいたします。

○**下山芳男委員長** 4 附属機関等委員の推薦について。

○**中潟区議会事務局長** タブレット一ページから二ページの「区議会選出の附属機関委員の推薦について（依頼）」を御覧願います。国民保護協議会委員の任期満了に伴いまして、資料のとおり、区長から推薦依頼がございました。

なお、現在の委員の割り振りにつきましては、自民、立憲無、改革、生ネ、無所属の各会派から一名ずつとなっております。この割り振りにつきましては、現在、割り振られている会派で担当していただくことが理事会において確認されておりますが、そのような取扱いでよろしいか、お諮りをお願いいたします。

○**下山芳男委員長** 附属機関等委員の推薦について、ただいまの局長説明のとおり取り扱うことよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**下山芳男委員長** 異議なしと認め、さよう決定いたします。

○**中潟区議会事務局長** ただいま御決定いただきましたので、委員届を五月十五日金曜日正午までに事務局へ御提出いただくよう、よろしくお願いいたします。

なお、新委員の任期につきましては五月二十三日からとなりますので、御承知おきをお願いいたします。

○**下山芳男委員長** 5 本会議出席説明員の変更について。

○**中潟区議会事務局長** 四月一日付で本会議の常時出席説明員が変更となりました。タブレット一三ページの「出席説明員一覧表」を御覧願います。異動に伴う変更につきましては網かけで、座席の変更につきましては太枠で表示してございます。この報告を本会議初日に行うこととなりますので、御承知おきをお願いいたします。

○**下山芳男委員長** 6 議会制度研究会における検討状況について。

議会制度研究会における検討状況について、議会制度研究会座長より報告がありました。本件について、事務局より説明願います。

○**中潟区議会事務局長** タブレット一四ページの「議会制度研究会検討経過報告」を御覧願います。四月十五日に開催された第十回研究会で意見の一致を見た事項について、畠山座長より下山委員長宛てに報告がございましたので、説明させていただきます。

まず、項目番号七、ハラスメント条例の実効性確保に向けた検討、及び項目番号八、人材育成、環境整備、ハラスメント対策等、改正候補者男女均等法に基づく議会としての取組みにつきましては、条例の実効性担保に向けて、研修の実施回数を増やすと決定されました。

次に、項目番号十五、区内の政党・政治家ポスター掲示の自粛については、無許可での掲示は行わないなど、法律等にのっとり各議員の責任において適切に対応すると決定されました。

次に、項目番号十六、姉妹都市交流事業における議員派遣のあり方については、議会制度研究会での議論を踏まえ、次回の姉妹都市交流事業の実施時に改めて検討すると決定されました。

以上で議会制度研究会の中間報告を終わります。

○**下山芳男委員長** ただいまの報告に対し、何かございますか。

○**真鍋よしゆき委員** 項目の第十五ですけれども、至極もつともなことなんですが、ここでこういう形で適切に対応すると決まって、この後の進め方というのは何かあるんですか。

○**菊島区議会事務局次長** 今回、皆さんで合意できた部分の最大公約数みたいところが今の御報告の、無許可での掲示は行わないなど、法律等にのっとり各議員の責任において

適切に対応するというものでございまして、これに従って、各議員の責任において適切に対応するということになるかと存じます。

○真鍋よしゆき委員 それももったもなことなのですが、そういう形で対応するよと、改めてこうやってきちんと決まりましたよということをお知らせするとか、議員にどのように周知するとかと、何か。ここまではよく分かったんですが、その後というのは、逆に言うと、議運であるとか、そっちのほうの仕事になるのか、ちょっと見えないので、進め方があったら教えてもらいたいんですが。

○菊島区議会事務局次長 今回、このようにまとめていただきましたので、この結果については、当然、議事録とか、そういったところにも、議運でございますので載ってまいります。というのが一つと、あとは、各会派で議運の報告等があると思いますので、そういった場で各議員、しっかり対応していただくということになるかと存じます。

○真鍋よしゆき委員 ということは、議会側でいろいろ判断、この全員一致でこういう形になったんですから、例えば、議会のお知らせであるとか、そういうものに、こういう形で議会として決めたよということをお知らせするとか、いろいろ議会として努力をすれば積極的にこれをPRできるというか、周知できるすべはあるという理解でよろしいですか。

○菊島区議会事務局次長 ここに、今、座長の報告にございました文書につきましては、ある意味、当たり前のところという部分もあるかと思います。そういった議論も研究会であったかと思しますので、そういったことも含めて各議員で適切に対応していただくというまとめ方になったというふうに思っておりますので、その辺の、議会としての何か対応をするということは考えてございませんでした。

○真鍋よしゆき委員 すみません、当たり前のことを議論せざるを得ない悲しい状況があったので、このテーマになったと思うんですよ。だから、改めてそういうことを、本当に残念な話だけれども、議論せざるを得なくて、こういう形で会派全員がまとまって再確認したということは、やっぱり重要なことだと思うので、それぞれが認識して終わりということではなくて、もっと許容範囲を広く、議会側としていろいろなことが選択できるし、具体的な活動、行動、PRができるという解釈も成り立つと思うんですが、いかがですか。

○菊島区議会事務局次長 今、真鍋委員のおっしゃるところは非常によく分かるところでございます。最終的に何か議会としてというか、皆さんに再度周知する必要があるという

ようなこともございましたら理事会で協議していただく事項になるかと思しますので、そういうことになるかと思ひます。

○真鍋よしゆき委員 ぜひと理事会で協議してもらいたいと思ひます。

○下山芳男委員長 それでは、議会制度研究会で意見の一致を見た事項について、座長の報告のとおりとすることによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○下山芳男委員長 異議なしと認め、さよう決定いたします。

○下山芳男委員長 7次回委員会について。次回委員会は、五月十四日木曜日午前十時より開催することとしたいので、よろしく願ひいたします。

○下山芳男委員長 以上で議会運営委員会を散会いたします。

午前十時二十分散会
